

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人潜在科学研究所（英語名 the Potential Science Institute）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、UFO、心霊現象、サイ現象等、超常現象、あるいは疑似科学等と呼称される、現時点で十分な科学的究明がなされていない諸現象（以下「未解明現象」とする）に関する報告の信頼性を調査し、未解明現象の科学研究に必要な諸情報を提供することで科学の発展に寄与し、もって公共の福祉に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 未解明現象の報告に関する信頼性の調査
- (2) 関連情報及び資料の収集、整理、保管及び一般への公開
- (3) 関連図書の出版・販売及び関連する物品の販売
- (4) 会報の作成
- (5) 未解明現象に関する諸外国事情の紹介
- (6) 社員の著作権代行
- (7) その他本条の目的を達成するために必要とされる事業

(広告の方法)

第4条 当法人の広告は、専用ホームページを用いた電子広告による。

## 第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、次の者とする。

- (1) 設立時社員
- (2) 社員総会において入社を認められた者

(入社)

第6条 新たな社員の入社は、本人の意思に基づき、社員全員の同意を得ることを要する。

(入会金及び会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 社員の死亡又は解散
- (2) 総社員の同意
- (3) 除名
- (4) 退社

(退社)

第9条 社員は、理事が別に定める退社届を社員総会に提出し、任意に退社することがで

きる。

(除名)

第10条 社員が次の各号の一に該当するときは、他の社員全員の同意にて除名することができる。

- (1) 必要な経費の支払いを怠ったとき。
- (2) 当法人の名誉を著しく傷つける言動を行ったとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、社員全員をもって構成する。

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 社員総会は、理事が召集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会に出席した社員の中から選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に特別に定める場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

(議決権)

第17条 社員の議決権は1人1票とする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第19条 当法人を代表する者として理事を置く。理事の定数は1名以上3名以下とする。

(選任)

第20条 理事は、社員総会において社員の中から選任する。

(職務)

第21条 理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、設立時理事の任期は、当法人設立の日から最初の定時社員総会終了の日までとする。

(解任)

第23条 理事が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により解任することができる。

(1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法律」という)第65条各号のいずれかに該当するとき。

(2) その職務を怠ったとき。

(3) 当法人の名誉を傷つける言動を行ったとき。

(報酬等)

第24条 理事は、別に定める規定に従い、報酬を受けることができる。

(職員)

第25条 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

## 第5章 資産及び計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(資産の構成)

第27条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 設立後寄付された資産

(3) 入会金及び会費

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(会計の原則)

第28条 当法人の会計は、「法律」第119条に定める原則に従って行う。

(余剰財産の分配)

第29条 当法人は、余剰財産の社員及び役員への分配は行わない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款の変更は、社員の4分の3以上の同意をもって行う。

(解散)

第31条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 社員全員の同意

(2) 合併

(3) 社員が欠けたとき

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(清算人)

第32条 当法人の解散時の清算人は理事が務める。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人の清算後の残余財産は、国若しくは同種の目的をもつ公益社団法人又は公益財団法人に贈与する。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員)

第35条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 中村留美子

(設立時社員)

第36条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

東京都板橋区三園2丁目16番8号

中村 留美子

神奈川県平塚市千石川岸46番15号アパート vivi 201号

坂本 満

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の関連法令に従う。

以上、一般社団法人潜在科学研究所を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 中村 留美子

設立時社員 坂本 満